

日本私立学校振興・共済事業団の
助成業務に関する第5期中期計画

令和5年3月27日
日本私立学校振興・共済事業団

目次

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
1 補助事業	1
2 貸付事業	1
3 経営支援・情報提供事業	2
4 寄付金事業	2
5 学術研究振興基金・資金事業	3
6 減免資金交付事業	3
2. 業務運営の効率化に関する事項	
1 効率的な業務運営体制の確立	3
2 経費等の見直し・効率化	3
3. 財務内容の改善に関する事項	
1 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現	4
2 財務内容の管理の適正化	4
3 人件費の適正化	4
4 予算、収支計画及び資金計画	4
5 短期借入金の限度額	5
4. その他業務運営に関する重要事項	
1 内部統制に関する事項	5
2 情報セキュリティに関する事項	5
3 事業に関する情報開示	5
4 施設・設備に関する事項	6
5 人事に関する事項	6
6 研修等助成に関する事項	6
7 中期目標期間を超える債務負担	6

(序文)

日本私立学校振興・共済事業団法（平成9年法律第48号）第26条の規定により、日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）が助成業務に関する中期目標を達成するための計画を次のとおり定める。

(基本方針)

- (1) 日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という）の助成業務は、私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定を図るため、補助金の交付、資金の貸付け、受配者指定寄付金の受入れ・配付、若手・女性研究者奨励金の交付、学術研究振興資金の交付、経営相談その他私立学校教育に対する援助に必要な業務を総合的かつ効率的に行い、もって私立学校教育の振興に資することを目的としている。

また、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第10条に規定する私立大学等における授業料等減免費用に充てるための資金（以下「減免資金」という。）を交付する業務を行うこととしている。

私立学校を取り巻く環境は、18歳人口の大幅な減少と引き続く少子化の影響によって一層厳しさを増している。また、私立学校においては、近年の情報化やグローバル化、大都市圏への人口集中等、多様化する社会情勢に対応すべく、教育研究や経営・財政面の改革、管理・運営体制の強化、組織の見直し等に努力している。こうしたことから、私立学校に対する支援の充実等が求められており、具体的な私学振興方策の中核的な担い手である事業団の果たす役割はますます重要なものとなってきている。

このような状況の中で事業団は、今後とも国の基本的な政策目標を踏まえ、私学団体等との連携を図りつつ、私立学校に対する経営支援をはじめとする業務について、その重点化、効率化に努め、一層の充実・強化を図っていく。

なお、助成業務については、国から運営費交付金等の業務運営に係る補助を受けることなく、主として貸付事業の収益によって、人件費を含む全ての事務・事業に係る経費を賄っており、今後とも自主的・自立的運営を行うこととするが、業務運営については、文部科学省と連携の上、事業団に求められる役割・機能を十分に果たすよう取り組むこととする。また、業務運営に係る費用を上回る収益が出た場合には、私立学校の教職員の研修事業等に対する助成を行うこととしている。

(2) 中期目標期間中に特に重視すること

- ① 補助事業では、総合的かつ効率的に業務を行う観点から、文部科学省と連携し、教育研究の質の向上に資する取組や、定員充足状況、教育情報・財務情報の公表状況等に応じた増減の厳格化等、一層のメリハリある配分・重点支援を引き続き実施し、私立大学等の振興方策を図るものとする。
また、各私立大学等からの申請段階のミス防止を図るため、補助金制度の周知や実地調査の充実等の取組を引き続き行う。
- ② 貸付事業では、学校法人等のニーズに応じた利便性の向上に努め、必要に応じ融資制度の見直しを行う等、融資の一層の促進に向けた取組を行い、適正かつ有効な貸付を実施する。併せて、適切なリスク管理を行うことにより、総貸付残高に対するリスク管理債権等の割合を抑制する。
- ③ 経営支援・情報提供事業では、私立学校の教育改革及び経営改善に向けた支援を行う。特に大学等については、大学教育研究の質の向上に資する取組の情報や、経営の安定化に向けた教育及び経営等に関する各種情報の収集・分析の強化を図り、提供内容を充実させる。更に、私立学校が自ら検証・改善等を図れるよう、各種情報を積極的に提供するとともに、経営相談等にも活用する。また、経営悪化を未然に防ぐためのモニタリングの強化を図る。
- ④ 寄付金事業では、学校法人等の寄付金募金活動に対する支援の充実を図るとともに、広く社会に対して、学校法人等への寄付に係る諸制度の更なる周知を行う。
また、「若手・女性研究者奨励金事業」については、奨励金の社会的意義について更なる周知等を行い、交付財源となる寄付金確保に努める。

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 補助事業

- (1) 各私立大学等に対する補助金の交付については、関係法令及び交付要綱等を遵守し、必要に応じて取扱要領、配分基準を改正し、適正な配分を行う。
- (2) 補助金の適切な配分を行うため、文部科学省の政策に沿って、文部科学省と協議を行い、配分の方法を適時適切に見直すとともに、各私立大学等の教育研究の質の向上に資する取組、定員充足状況、教育情報・財務情報の公表状況等に応じた増減の厳格化等、一層のメリハリある配分・重点支援を実施する。
- (3) 補助金の申請段階のミスの防止を図るとともに、適正な使用を徹底するために、補助金制度の周知、申請書類の調査、申請事務等に係る指導・助言、申請書類の見直し等の取組を行い、各私立大学等の補助金制度への理解を深める。特に補助金制度の周知については、各私立大学等が学内の研修等により補助金制度の周知を行えるよう、研修教材を工夫・充実する等、内容の充実を図り、教材の配付時に実施するアンケートにおける理解度を毎年度 90%以上とする。

2 貸付事業

- (1) 学校法人等の資金需要及びニーズを踏まえた適正かつ有効な貸付を実施するため、以下の取組を行う。
 - ① 学校法人等に、施設設備計画及び借入希望額のアンケート調査等を行うことにより、今後の借入ニーズを適切に把握し、貸付財源を安定的に確保する。
 - ② 学校法人との情報交換を緊密に行うことでニーズを把握・発掘し、必要に応じ融資制度の見直しを行う等により、効果的な融資の一層の促進を図り、融資制度や利便性等に関する満足度調査において、「満足した」の割合を毎年度、融資制度 90%以上、利便性 90%以上とする。
- (2) 少子化を背景として学生等総数の減少が見込まれる等、学校法人等における経営環境が一層厳しくなることが予想されるなか、貸付事業の安定的な運営を図るため、以下の取組を行う。
 - ① 与信審査の向上のため、諸データを活用し、与信審査における事業の適切性、資金計画の妥当性、償還の確実性並びに担保物件及び保証人の妥当性の検証を行う。
 - ② 滞納を抑止するため、貸付先学校法人等の信用格付によるモニタリングを充実し、早

期に経営状況等の変化を把握するとともに必要に応じた対応策を講じる。

- ③ 返済期日に入金のない貸付先学校法人等には、電話、メール、文書、面談、実地調査等による督促を迅速に行い、早期の滞納解消・回収を図ることにより、9月償還分において新たに元金の滞納が発生した学校法人等のうち年度内に回収できた法人の割合を毎年度95%以上とする。

また、学校法人等の自主性・自律性の観点から、経営状況が悪化している学校法人等に対しては、「経営支援・情報提供事業」と連携し、法人の財務情報等の提供を受けるとともに法人に対して経営相談等により、自ら改善等を行うよう促す等、貸付債権の確実な回収を図る。

- ④ 今後の学校法人等の経営上のリスクを考慮しつつ、令和9年度末の総貸付残高に対するリスク管理債権の割合を2.0%以下（うち、危険債権額の割合を1.9%以下）に抑制する。

3 経営支援・情報提供事業

- (1) 私立学校の教育改革及び経営改善に向けた支援を行う。特に、大学等については、大学教育研究の質の向上に資する取組の情報や、経営の安定化に向けた教育及び経営等に関する各種情報の収集・分析の強化を図り、提供内容を充実させる。また、経営悪化を未然に防ぐためのモニタリングの強化を図る。

なお、経営相談のアンケートについては、教育の質の向上に資する取組への支援や経営の安定化等につながる等と回答のあった割合を中期目標期間中に80%以上とする。

- (2) 私立学校が自ら検証・改善等を図れるよう、私立学校のニーズを適切に把握し、好事例や特色ある取組等、私立学校に関する各種情報をホームページ等に掲載する。また、経営相談やセミナー、研修会等において学校法人への情報提供を積極的に行う。提供する情報については、私立学校のニーズを踏まえ、必要に応じて項目の追加・見直し等の改善を図る。また、私立学校における教育及び経営に関する好事例・特色ある取組の情報の収集及び提供を引き続き実施する。

4 寄付金事業

- (1) 学校法人等の多元的な財政基盤の確立に向けた支援として、以下の取組を行う。

- ① 学校法人等の寄付金募集活動に資するため、学校法人等の行う研修会等において寄付金募集活動の実態や寄付金制度等の周知活動を年間26件以上行う。

- ② 広く社会に向けて、学校法人等への寄付に係る各種税制優遇制度等の更なる周知等の支援を行うため、経済団体等への情報提供を年間24件以上行う。

- (2) 「若手・女性研究者奨励金事業」については、募金趣意書の作成や企業訪問等により広く社会に対して制度の更なる周知を図るなど、奨励金の交付財源となる寄付金を確保するための取組を充実することにより、「若手・女性研究者奨励金事業」に係る第5期中期目標期間中の寄付金の受入れ金額を1億500万円以上とする。また、当該奨励金の社会的意義について、更なる周知等を行う。

5 学術研究振興基金・資金事業

私立大学等における特色ある学術研究の充実を図るため、学術研究に直接必要な経費を対象として、学術研究振興資金を年間80百万円以上交付するとともに、必要な財源を確保することを目的として、長期にわたって安定的な資金交付ができるよう学術研究振興基金の効率的な運用に取り組む。

6 減免資金交付事業

各私立大学等に対する減免資金の交付については、関係法令及び交付要綱を遵守し、適正に交付する。

2. 業務運営の効率化に関する事項

1 効率的な業務運営体制の確立

- (1) 「1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」の実現に向け、私学振興に係る業務を総合的かつ効率的に実施できるよう、例えば経営支援・情報提供事業及び貸付事業の連携を一層推進するなど、事業横断的な組織や人員配置の見直しを適切に行うとともに、事業団としての企画立案機能を強化する。
- (2) 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、PMOの設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの利便性向上に努める。

2 経費等の見直し・効率化

- (1) 助成業務の安定的な運営のため、社会情勢の変化等も勘案しながら、業務の徹底した見直しを進めるとともに、収入の適正化等による自己収入の確保・増に努め、経費の見直し、効率化を進めることにより、一般管理費の金額を年間171百万円以下、自己収入額を年間8百万円以上とする。

(2) 契約の適正化

事業団の締結する契約については、真にやむを得ないものを除き、原則として一般競争入札による。また、一般競争入札のうち結果として一者応札となった場合、改善に向けた原因の分析又は改善に向けた取組を行う。併せて、契約の適正な実施については監事による監査を受けるとともに、その契約状況を公表する。

3. 財務内容の改善に関する事項

1 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現

- (1) 事業年度ごとに収支計画を作成するとともに、当該収支計画に沿った適切な運営を行う。
- (2) 事業団の健全な財政運営を維持するため、貸付規模を確保するための取組を行うなど、自己収入の増・確保及び経費の効率化に努める。

2 財務内容の管理の適正化

事業ごとに厳格かつ客観的な評価・分析を実施し、その結果を踏まえ事業への経費配分や業務運営の効率化に反映させるとともに、貸付規模を確保するための取組や債権の健全性の確認を行うことや、財務シミュレーションを定期的実施する等、財務状況等の健全性・透明性を確保する。

3 人件費の適正化

給与水準については、国家公務員等の給与水準も十分に考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、給与水準の適正化を図るとともに、給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表する。

4 予算、収支計画及び資金計画

- ① 予算
別紙1のとおり
- ② 収支計画
別紙2のとおり
- ③ 資金計画
別紙3のとおり

5 短期借入金の限度額

短期借入予定なし

4. その他業務運営に関する重要事項

1 内部統制に関する事項

法令等を遵守しつつ業務を行い、事業団の目的を有効かつ効率的に果たすため、独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた事項（内部監査に関する事項等）を着実に運用するとともに、必要に応じ、内部統制を強化する取組の実施及び各種規定の見直しを行う。

2 情報セキュリティに関する事項

「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」に沿って見直した情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ対策を推進することに加え、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査において特定される課題を解決することとし、以下の取組を行う。

- (1) 毎年度、全職員を対象とした研修を実施する。
- (2) 情報セキュリティ内部監査を実施する。情報セキュリティ監査計画を策定し、2 年間で全ての部署に対して監査を行う。

3 事業に関する情報開示

- (1) 私立大学等経常費補助金の交付先・客観的指標の反映状況等の事業に関する情報や、受配者指定寄付金、若手・女性研究者奨励金及び学術研究振興資金の交付先等の事業に関する情報については、ホームページ等を活用した積極的な情報開示を行うことにより、事業に関する各種情報の開示件数を毎年度 100 件以上とする。
- (2) 公表すべき資料については速やかに開示するとともに、原則として開示と同時にホームページに掲載する。

4 施設・設備に関する事項

事業団における老朽化した施設・設備について、必要な改修を実施する。

令和5年度～令和9年度施設・整備計画
日本私立学校振興・共済事業団（助成勘定）

（単位：百万円）

施設・整備の内容	金額	備考
事務所改修工事	25	—

5 人事に関する事項

人材確保・育成方針を踏まえ、必要な人材の確保及び研修の実施により職員の専門知識の向上等を図る。また、研修に関しては既存の法人内研修だけではなく、外部組織等との交流も含めた研修の機会を職員に提供すること等により、その資質・能力向上を図るとともにその能力を発揮できるような環境整備の検討を行う。

6 研修等助成に関する事項

私立学校教育の振興上必要と認められる私立学校の教職員の研修等に対する助成事業を計画的に実施する。

令和5年度～令和9年度研修等助成に関する計画
日本私立学校振興・共済事業団（助成勘定）

（単位：百万円）

助成金交付額	厚生年金勘定への繰入額	計
24	16	40

7 中期目標期間を超える債務負担

なし

予 算
令和5～9年度予算
日本私立学校振興・共済事業団(助成勘定)

(単位:百万円)

区 分	補助事業	貸付事業	経営支援・情報提供事業	寄付金事業	学術研究振興基金・資金事業	減免資金交付事業	勘定共通	合 計
収入の部								
政府出資金	—	—	—	—	—	—	—	—
借入金	—	239,900	—	—	—	—	—	239,900
貸付回収金	—	249,469	—	—	—	—	—	249,469
貸付金利息	—	24,781	—	—	—	—	—	24,781
預金利息	—	0	—	—	—	—	—	0
国庫補助金	1,488,718	—	—	—	—	155	—	1,488,873
授業料等減免費交付金	—	—	—	—	—	1,032,329	—	1,032,329
受入寄付金	—	—	—	140,105	—	—	—	140,105
受入基金	—	—	—	—	5	—	—	5
基金受取利息	—	—	—	—	275	—	—	275
雑収入	—	—	—	—	—	—	44	44
計	1,488,718	514,151	—	140,105	280	1,032,484	44	3,175,784
支出の部								
貸付金	—	288,500	—	—	—	—	—	288,500
借入金償還 (注1)	—	202,330	—	—	—	—	—	202,330
借入金利息 (注1)	—	14,032	—	—	—	—	—	14,032
助成金 (注2)	—	—	—	—	—	—	24	24
交付補助金	1,488,598	—	—	—	—	—	—	1,488,598
授業料等減免費交付金	—	—	—	—	—	1,032,329	—	1,032,329
配付寄付金 (注1)	—	—	—	140,150	—	—	—	140,150
学術研究振興費	—	—	—	—	400	—	—	400
人件費	1,351	959	1,223	235	92	251	2,278	6,392
一般管理費	101	77	106	19	9	9	530	855
業務経費	1,086	814	1,075	162	97	144	—	3,382
施設設備費	3	3	6	0	0	1	9	25
厚生年金勘定へ繰入 (注2)	—	—	—	—	—	—	16	16
雑支出 (注1)	—	—	—	—	—	—	—	—
計	1,491,141	506,719	2,411	140,568	601	1,032,736	2,858	3,177,036

(注1) 貸付回収金・貸付金利息・受入寄付金・雑収入(補助金に係るもの)の収入金額が予算額に比して増加するときは、その増加する金額を限度としてそれぞれ借入金償還・借入金利息・配付寄付金・雑支出(補助金に係るもの)の支出に充てることができる。

(注2) 前年度の当期総利益の範囲内で予算計上している。ただし、助成金及び厚生年金勘定へ繰入の財源となる前年度の当期総利益が助成金及び厚生年金勘定へ繰入の予算額に比して増加するときは、その増加する金額を限度として助成金及び厚生年金勘定へ繰入の支出に充てることができる。

(注3) 百万円未満の端数を切り捨てているため、各欄積算と合計欄の数字が一致しないことがある。

収 支 計 画
令和5～9年度収支計画
日本私立学校振興・共済事業団(助成勘定)

(単位:百万円)

区 分	補助事業	貸付事業	経営支援・情報提供事業	寄付金事業	学術研究振興基金・資金事業	減免資金交付事業	勘定共通	合 計
費用の部								
経常費用								
業務費	1,491,071	16,070	2,416	140,559	609	1,032,764	—	2,683,491
交付補助金	1,488,598	—	—	—	—	—	—	1,488,598
授業料等減免費交付金	—	—	—	—	—	1,032,329	—	1,032,329
借入金利息	—	14,055	—	—	—	—	—	14,055
配付寄附金	—	—	—	140,150	—	—	—	140,150
学術研究振興費	—	—	—	—	400	—	—	400
貸倒引当金繰入	—	180	—	—	—	—	—	180
業務経費	2,473	1,835	2,416	409	209	434	—	7,778
一般管理費	99	75	104	18	9	9	2,948	3,265
雑損	—	—	—	—	—	—	—	—
費用の部計	1,491,170	16,146	2,520	140,578	618	1,032,773	2,948	2,686,757
収益の部								
経常収益								
補助金等収益	1,488,649	—	—	—	—	1,032,484	—	2,521,134
貸付金利息	—	24,895	—	—	—	—	—	24,895
寄附金収益	—	—	—	140,150	400	—	—	140,550
賞与引当金見返に係る収益	3	—	—	—	—	9	—	12
資産見返負債戻入	82	—	—	—	—	1	—	83
財務収益	—	0	—	—	—	—	—	0
雑益	—	—	—	—	—	—	44	44
収益の部計	1,488,735	24,895	—	140,150	400	1,032,495	44	2,686,720
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失(△)	△ 2,435	8,749	△ 2,520	△ 428	△ 218	△ 278	△ 2,904	△ 36
法人税、住民税及び事業税	—	—	—	—	—	—	0	0
当期総利益又は 当期総損失(△)	△ 2,435	8,749	△ 2,520	△ 428	△ 218	△ 278	△ 2,905	△ 37

(注)百万円未満の端数を切り捨てているため、各欄積算と合計欄の数字が一致しないことがある。

資 金 計 画
令和5～9年度資金計画
日本私立学校振興・共済事業団(助成勘定)

(単位:百万円)

区 分	補助事業	貸付事業	経営支援・情報提供事業	寄付金事業	学術研究振興基金・資金事業	減免資金交付事業	勘定共通	合 計
資金支出								
業務活動による支出	1,490,957	506,572	2,227	140,537	584	1,032,717	2,689	3,176,287
交付補助金支出	1,488,598	—	—	—	—	—	—	1,488,598
授業料等減免費交付金支出	—	—	—	—	—	1,032,329	—	1,032,329
貸付による支出	—	288,500	—	—	—	—	—	288,500
長期借入金の返済による支出	—	202,330	—	—	—	—	—	202,330
借入金利息支出	—	14,032	—	—	—	—	—	14,032
寄付金の配付による支出	—	—	—	140,150	—	—	—	140,150
学術研究振興費の交付による支出	—	—	—	—	400	—	—	400
人件費支出	1,274	900	1,156	222	87	243	2,163	6,048
その他の業務支出	1,084	808	1,071	165	97	144	526	3,898
投資活動による支出	107	87	116	17	1,510	11	13	1,864
有価証券の取得による支出	—	—	—	—	1,500	—	—	1,500
有形固定資産の取得による支出	6	5	8	1	0	1	13	37
無形固定資産の取得による支出	101	81	107	16	9	9	—	327
財務活動による支出	—	—	—	—	—	—	40	40
助成金の交付による支出	—	—	—	—	—	—	24	24
厚生年金勘定へ繰入れによる支出	—	—	—	—	—	—	16	16
計	1,491,064	506,660	2,344	140,555	2,095	1,032,728	2,743	3,178,191
翌年度への繰越金	△ 2,346	9,264	△ 2,344	18,013	336	△ 243	△ 2,699	19,980
資金収入								
業務活動による収入	1,488,718	514,151	—	140,105	309	1,032,484	44	3,175,812
国庫補助金収入	1,488,718	—	—	—	—	155	—	1,488,873
授業料等減免費交付金収入	—	—	—	—	—	1,032,329	—	1,032,329
貸付金の回収による収入	—	249,469	—	—	—	—	—	249,469
貸付金利息収入	—	24,781	—	—	—	—	—	24,781
長期借入による収入	—	239,900	—	—	—	—	—	239,900
寄付金の受入による収入	—	—	—	140,105	—	—	—	140,105
基金利息の受取額	—	—	—	—	309	—	—	309
その他の業務収入	—	—	—	—	—	—	44	44
利息の受取額	—	0	—	—	—	—	—	0
投資活動による収入	—	—	—	—	1,500	—	—	1,500
有価証券の償還による収入	—	—	—	—	1,500	—	—	1,500
財務活動による収入	—	—	—	—	5	—	—	5
民間出えん金の受入による収入	—	—	—	—	5	—	—	5
政府出資金の受入による収入	—	—	—	—	—	—	—	—
計	1,488,718	514,151	—	140,105	1,814	1,032,484	44	3,177,317
前年度よりの繰越金	—	1,773	—	18,463	617	0	—	20,855

(注)百万円未満の端数を切り捨てているため、各欄積算と合計欄の数字が一致しないことがある。